

国
保
通
信



■ 問い合わせ
市民生活課 保険年金係
☎ 75-2159

海外療養費制度は、国保の被保険者が海外旅行中などに病気やけがで治療を受けたとき、帰国後にその費用の一部負担金を控除した額が払い戻される制度です。

受診から
申請までの
手続き



① 受診した海外の医療機関で、一日かかった診療費の全額を支払います。

② その医療機関で治療内容や支払った医療費などの証明書を発行してもらいます。（※1「診療内容明細書」「領収明細書」などの書類）

③ 帰国後、市役所保険年金係に申請します。②で受け取った書類と「療養費支給申請書（保険年金係に備え付け）」を提出してください。払い戻しの請求期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。 ※2

※1 海外診療費を申請するときに「診療内容明細書」「領収明細書」が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付することが義務付けられています。

海外療養費
給付基準



※2 日本国内で保険適用となっていない医療行為は、給付の対象になりません。また自然分娩も保険医療行為対象外ですが、出産育児一時金が支給されます。

日本国内で保険医療機関等で病気や事故などで給付される場合を基準として決定した金額「標準額」から、被保険者の一部負担金相当額を控除した額を海外療養費として払い戻します。

○ 実際に支払った金額（実費）が標準額よりも大きい場合は、標準額から被保険者の一部負担相当額を控除した額
○ 実費が標準額よりも小さいときは、実費から被保険者の一部負担相当額を控除した額

総合健診や受診者アンケートの結果から、特定健診に対してまだまだ関心が低いことが分かりました。



特定健診の受診率
向上を目指した、モデル
総合健診を行いました

医療法の改正で、各市町が40歳以上すべての住民を対象に行っていた住民健診が廃止され、平成20年4月から生活習慣病に着目した特定健診が始まりました。

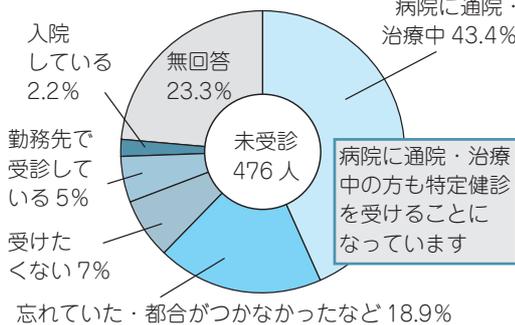
この健診は、各医療保険者が40歳から74歳までの加入者にそれぞれ実施することになっており、多久市では国民健康保険の加入者を対象に行っています。

特定健診の開始以前から市では広報等に努めてきましたが、制度開始2年目の受診率は43・1%と、残念ながら高いとは言えない状況です。

特定健診の受診率向上のため、国保加入者のみなさんにアンケートをお願いしたところ、がん検診と同時に受けることができる「総合健診」を希望する意見が多かったため、北多久町の砂原・筋原・

泉町・多久原の4地区をモデル地区として2月の休日に総合健診を行いました。実施の前に約500人の対象者を訪ね、受診をお勧めしたのですが、今回の健診は、がん検診が58人、特定健診が30人と、想定していたよりかなり低い受診率でした。
今後さらにみなさんに健診への理解や、健康づくりへの関心を高めてもらえる工夫が必要であることが表れた結果で、これからもいろいろな機会を利用して啓発に努めます。

総合健診の申し込みをされなかった方にその理由をお伺いしました



■ 問い合わせ

福祉健康課 健康増進係
☎ 75-3355